経済産業省
関東経済産業局

資料１－１－３

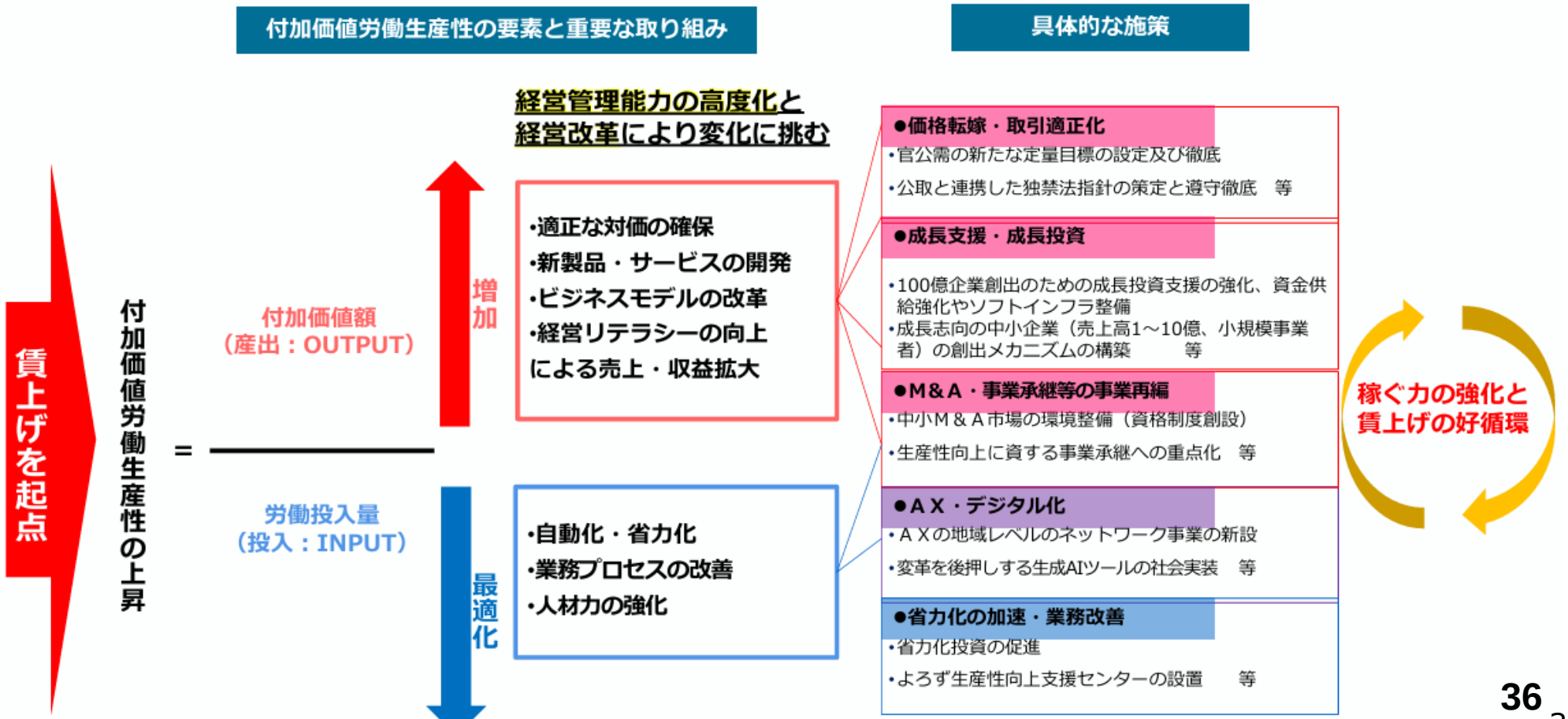
経済産業省における生産性向上施策について

2026年８月
経済産業省 関東経済産業局

労働供給制約社会における
中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略について

「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」の基本的考え方

- 労働供給制約社会では、**人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要**がある。
- **現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援**し、必要な連携と再編を促すことで、**「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環**を目指す。
- 労働供給制約社会においては、**賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのもの**であり、**成長戦略の起点**である。
- 中堅・中小企業の「稼ぐ力」を高めるためには**「一人当たりの付加価値額（付加価値労働生産性）」の向上が必要であり、付加価値額を増加させつつ、労働投入量を最適化**することが重要



出典：中小企業政策審議会 https://www.meti.go.jp/files/000001984.pdf

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（概要）

●労働供給制約社会では、人も中小企業も数よりも質であり、経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指し、中小企業・小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を実現する。
●労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
●変化に挑む中堅・中小企業の17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入を実現し、日本成長戦略や地域未来戦略に貢献する。

賃上げの促進

- 賃上げに関して、最低賃金を含む**地域別・業種別の詳細分析の実施**及び分析結果を実質賃金プラスとなるような賃上げ促進政策へ反映。また、**防衛的賃上げから脱却し、成長型賃上げ**を可能とする経営基盤を強化する経営リテラシーの向上
- 補助金について、**早期の賃上げに向けて足下の賃上げ状況も審査・評価を行う仕組みへの見直し**及び実質賃金プラスの定着に向けて**積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするための賃上げ促進税制の見直しの検討**

価格転嫁・取引適正化の徹底

○令和８年１月より施行された取適法・振興法を着実に執行する。
○官公需や取適法の対象とならない民間取引を含め、価格転嫁・取引適正化を強化する。

→取適法・振興法の「現場への浸透」
- AI分析を活用した法執行強化
- 公取と連携した一層の周知徹底

→官公需における価格転嫁・取引適正化
- 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の推進及びフォローアップの実施
- 受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価の拡充

→取適法対象外の取引への規制強化
- 独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底、知的財産権等の適切な取引に関する指針策定

主に付加価値の増大に関する施策
付加価値の増大、労働投入量の最適化の双方に関する施策
主に労働投入量の最適化に関する施策

成長支援・成長投資・生産性向上

○成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。
○現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを行い、抜本的な経営改革を実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

→日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築
- 100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備
- 成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1～10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築
- 成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな責任共有の仕組の設計、公庫等によるリスクテイク機能を通じたリスクシェアの推進
- ローカル・ゼブラ育成のため、ステークホルダーとの連携体制の構築
- イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援
- 創業時からの経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進

→持続的発展及び賃上げを目指す事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援
- プッシュ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上
- エッセンシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築

→ＡＸ・デジタル化
- 中小企業、経営やAIにも精通した人材、適切なAIサービス提供者、支援機関（金融機関・高専等）の地域ごとのネットワークを構築
- 中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装

→省力化の加速・業務改善
- 省力化投資の促進、生産性向上支援センターや省力化ナビの活用

Ｍ＆Ａ・事業承継等の事業再編

○経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営改革を実現する。

→中小企業Ｍ＆Ａの環境整備
- 個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設
- 既存の支援機関登録制度を見直し、資格制度と併せて、法制化を目指す
- 地域における持続可能な事業承継支援体制の構築

→経営資源集約や親族内承継も含めた事業承継の円滑な実施
- 事業承継を契機として、生産性向上等に取り組む中小企業に対する措置等の検討

→早期の事業再生や再生M&A等による「成長型再生」の推進
- 経営悪化時の早期対応促進のため、モニタリング強化型特別保証の活用促進や、金融庁と連携した地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化
- 再生M&Aの促進に向けた、当該実務に関するガイドラインの作成

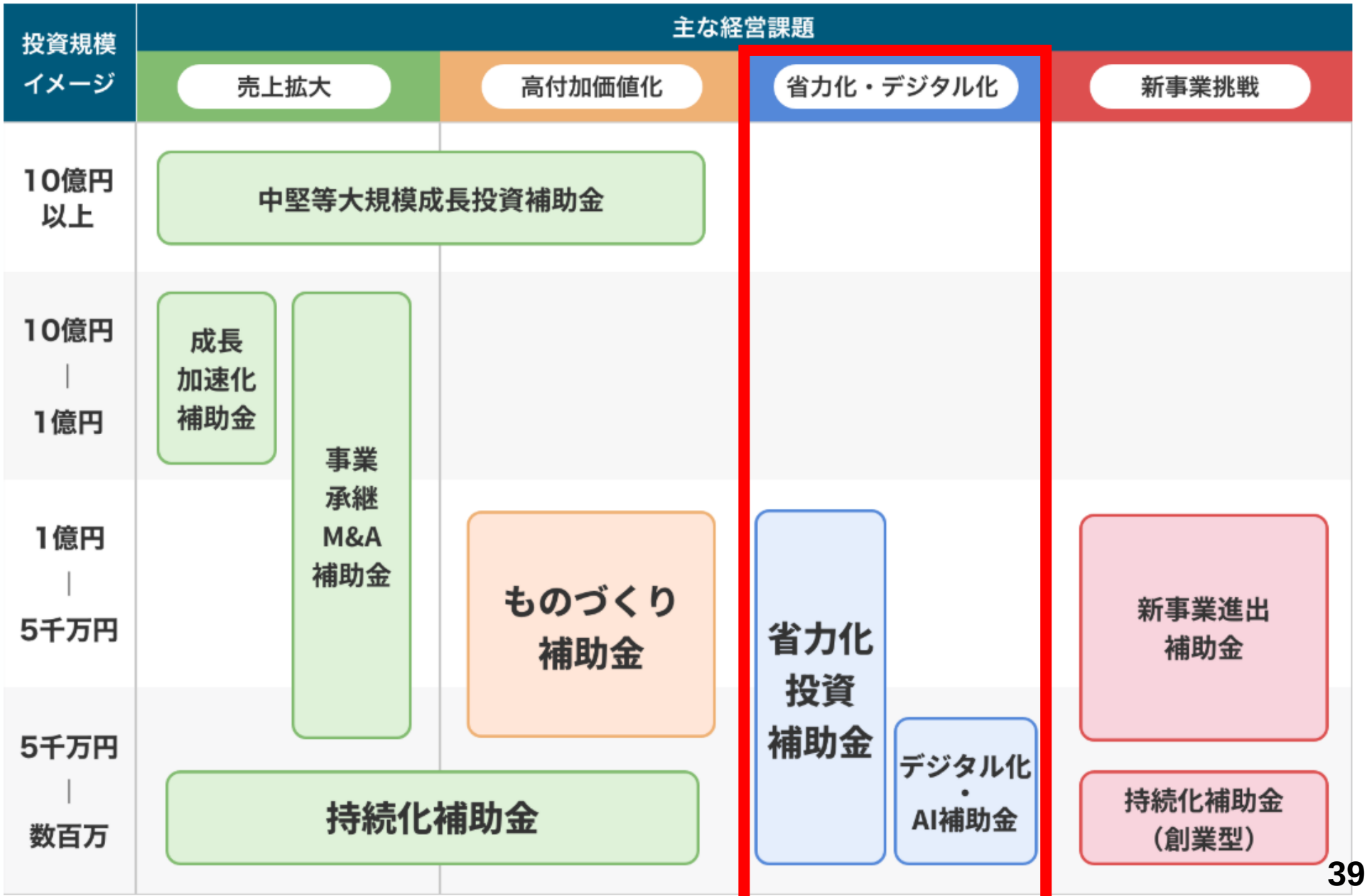
経営改革等のための伴走支援体制の強化等

- 賃上げ等に向けたプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制の強化及び自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業創出

出典：中小企業政策審議会 https://www.meti.go.jp/files/000001934.pdf

生産性向上施策の例

様々な課題に対応した補助金メニュー



出典：ミラサポplus https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/

中小企業省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に **カタログ注文型** 随時申請受付中

補助率 1/2以下

補助上限額 最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!
販売事業者数 4,000超

補助対象(カタログ掲載)製品のカテゴリ例 ▶ どんどん追加中!


清掃ロボット


券売機


無人搬送車(AGV・AMR)


オートラベラー


5軸制御マシニングセンタ


スチームコンベクションオーブン


測量機


印鑑用インキ自動計量装置


バランサ装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

登録カテゴリ数 150超(製品数2,000超) ※2026年2月現在

※一部の省力化製品は、置き換えでもって申請可能です。

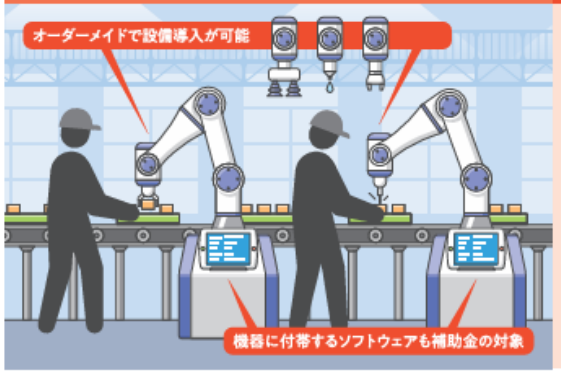
人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資 補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる **一般型** 公募回制

補助率 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額 最大1億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい複雑な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small. 中小機構

出展：中小企業庁HP https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html

カタログ注文型 随時申請受付中

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

申請から事業完了までの流れ

公募(随時) → 補助金の採択・交付決定 → 補助事業実施期間 → 終了後

カタログ: 省力化製品を選択 / 販売事業者を選択 → 審査(販売事業者と共同申請) → 補助事業開始 → 確定検査 → 補助金支払い / 補助金請求 → 効果報告(3年間)

補助率と補助上限額

※令和8年3月19日(木)の申請から、補助上限額を拡充!

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	500万円*	750万円*
6~20名		750万円*	1,000万円*
21名以上		1,000万円	1,500万円

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2一前回までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%)以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記③は令和8年3月19日(木)以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和8年3月16日(月)以前に申請の方は、その申請に際し旧制度の補助上限額が適用されますのでご注意ください。詳しくは下記ホームページの「公募要領」「応募・交付申請の手引き」をご確認ください。

一般型 公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件

- 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
- 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
- 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、③、④のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を検証します。※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

申請から事業完了までの流れ

公募(公募回制) → 交付手続き → 補助事業実施期間 → 終了後

事前準備 → 公募開始 → 申請受付開始 → 審査 → 補助金交付候補者決定 → 交付決定 交付申請 → 交付決定 → 補助事業開始 → 確定検査 → 補助金支払い 補助金請求 → 効果報告(5年間)

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上ー2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ https://shoryokuka.smrj.go.jp/

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660
IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間:9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま
カタログ登録サポートセンター 03-6746-1530 でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

デジタル化・AI導入補助金

生産性向上を目指す皆様へ

令和8年7月
時点版

「デジタル化・AI導入補助金」で ITツール・AI導入による生産性向上を支援！

- AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた、ITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！**安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

・**生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用**を支援します。

・**クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援**します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等**を支援します。導入や活用に向けた**事務費・専門家経費**も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。

・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

セキュリティ対策推進枠

・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small. 中小機構

チラシのダウンロードはこちら

出展：中小企業庁HP https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html

＜活用イメージ・補助率等＞

枠/類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	AI等を用いたITツールを導入し、**生産性を向上**	商店街など、**複数の中小企業・小規模事業者で連携して**ITツール等を**導入**	ITツール等を導入して**インボイス制度に対応**	発注者主導で**取引先のインボイス対応を促す**	**サイバーセキュリティ対策を進める**
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、**導入関連費**（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、**IT活用の定着を促す導入後の"活用支援"も対象**） ハードウェア購入費			クラウド利用料（最大2年分）	ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨお助け隊ｻｰﾋﾞｽ利用料（最大2年分）(※1)
補助額	・ITツールのプロセス数が1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール：1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 **最低賃金近傍の事業者(※2):2/3**	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4(小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構（IPA）「ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨお助け隊ｻｰﾋﾞｽﾘｽﾄ」に掲載されたサービス。
(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

勤怠労務管理ツール

課題
・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だった

変化
・導入により出先からの打刻が可能に
・**残業時間が3割削減**
・人事担当の**作業効率も大幅アップ！**

クラウド会計システム

課題
・仕訳や請求管理などの負担が大きい
・給与計算と勤怠管理が独立しており、給与振込までのスケジュールが厳しい

変化
・**AIによる自動仕訳**により経理処理の大幅な効率化を実現
・給与計算業務に要する**人員、作業時間ともに大幅削減！**

＜今後のスケジュール＞

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

第3次申請締切日	7月 21日
第4次申請締切日	8月 25日
第5次申請締切日	9月 29日
第6次申請締切日	10月 30日

・複数者連携デジタル化・AI導入枠

第2次申請締切日	8月 25日
第3次申請締切日	10月 30日

中小企業デジタル化・AI導入支援事業
事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください